

建築構造審査・検査要領—実務編 審査マニュアル—2018年版の講習会の質疑(Q&A)について

No.	頁	質問事項	回答
1	全体	この審査マニュアルに記載されている内容どおりに設計されなければ、確認済証を交付されないのでしょうか。	審査マニュアルP.10に記載されているとおり、本マニュアルは建築基準関係規定や規準・指針等を補完し、建築主事等及び適判機関における審査を合理的かつ円滑に実行することを目的として、審査の統一的な運用を目指すために作成されたものですが、「構造設計と構造審査に関する一定の共通認識を育むこと」をも期待しており、本審査マニュアルの各部分を金科玉条として適用するといった使い方は本意ではない」としています。本マニュアルの内容から外れていることのみを理由に確認済証を交付しないという使い方は、本マニュアルの作成意図ではありません。
2	運用解説編	軽微な変更の例についてのお話の中で「耐力壁の開口の変更が、「第1項第十四号」に該当し、かつ建築基準関係規定に適合することが明らかな場合は軽微な変更として扱うことが可能」と解説されていましたが、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」(編集 財団法人建築行政情報センター)P29.4)事例4⑤に記載されている「…剛性が同等で耐力が同等以上となるような措置…」は必須で求められることではないと考えてよろしいですか。(第1項第十四号に該当し、かつ建築基準関係規定に適合することが明らかな場合は軽微な変更の対象と考えて良いですか。(開口部の面積が大きくなる場合など、剛性、耐力は減となる。)	「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」(編集 財団法人建築行政情報センター)P29.4)に記載されているものはあくまで事例ですので、個々の変更毎に規則第3条の2に基づく判断が必要となります。第1項第十四号に該当し、かつ建築基準関係規定に適合することが明らかな場合は軽微な変更の対象となります。この「建築基準関係規定に適合することが明らかな場合」は、構造関係規定については、全体架構モデルの再計算を行わずに適合することが確認できることが必要となります。P.44の(例1)～(例3)、P.66の表をご参照下さい)
3	運用解説編	建築士法には明記されていないが、構造設計者の関与した物件において、軽微な変更を行う場合、構造設計一級建築士の作成(変更図、設計書に捺印)は必須と考えて良いか。	構造設計一級建築士の関与が義務付けられる対象建築物について、構造設計図書の一部が変更された場合には、再度、構造設計一級建築士による関与が必要となります。P.388をご参照ください。
4	運用解説編	軽微変更の審査省略は可能になりますか。多大な時間と労力が必要になっている。	指針告示(H19国交告第835号)では、「軽微な変更の書類の内容が、施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当するかどうかを確かめること。」とされているため、軽微な変更の審査を省略することはできません。
5	P.42-43	地下で一体となった複数棟の建物について、大臣認定範囲をどう設定するか、明確に記載して欲しい。黄色本には地下が一体となっても、地上部は独立とみなせるような記載が2015年度ではあったと思う。	1.3.(2)の解説は、「一の建築物」において、法20条第1項第一号の適用(大臣認定の可否)を受ける建築物の適用の範囲を示したものです。ご質問にある2015年版建築物の構造関係技術基準解説書の付録1-8の内容は、エキスパンションジョイント等によって分割された建築物に係る構造計算の取り扱いを示したものです(なお、ご指摘の技術基準解説書によれば「超高層建築物で同様に地下を共有する2棟の地上部分となる場合には、性能評価にあたり一体として振動解析を行う」と記載されています。)。したがって地下が一体となっている建築物における大臣認定の範囲は構造計算の内容によって判断される内容であると考えております。
6	P.51	1.6.2 法第37条(指定建築材料)の対象部分許容応力度が定められているあと施工アンカーは、PCa造製品と同様に「指定建築材料以外のもののうち、許容応力度等が定められているもの」に該当すると考えてよいですか。(法第37条の審査対象はあと施工アンカーに用いる指定建築材料のみ(例えば「鉄筋」と考えてよいですか。) あと施工アンカーは法第37条の対象範囲だといわれるケースがあるのですが、上記の解釈でよいでしょうか。	ご指摘のとおり、あと施工アンカーは法第37条の指定建築材料ではありません。また、許容応力度計算等の構造計算が必要な個所に用いる場合は、個々の材料ごとに許容応力度及び材料強度を国土交通大臣が指定する必要があります。あと施工アンカーに関する取り扱いについては、本書P461「(6)あと施工アンカー・炭素繊維、アラミド繊維の審査」の内容を参照してください。

7	P76、 P81 9行目 ～	<p>表中の耐震診断十令第3章第8節の組合せで法第20条第1項第二号～第四号の○印について、法令根拠を教えてください。もし、平17国交告第566号第3第一号二十八(1)の場合、「架構を構成する部材の追加及び変更がないこと」が前提となりますが、注釈は不要ですか(ニは分離増改築の場合)。また、P76の表にニの規定は記載不要ですか。</p>	<p>P81の遡及のパターンでは、図1.7-4の(c)のように架構を形成する増改築を想定して記載しているため、記載しておりません。 また、P76はExp.J等により相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより、建築物を2以上の独立部分に分ける場合(以下分離増改築を行う場合)についてまとめたものです。その場合平17国交告第566号第3第一号ニの規定を適用することは可能ですが、分離増改築のみ行う場合はホの規定により補完される規定であるため、記載しておりません。</p>
8	P87 28～29 行目	<p>基礎について補強に関する基準に適合させることでよいとありますが、既存基礎の立ち上がりは既存不適格事項である場合(例えば平12建告第1347号以前で立上り250mmであった場合)、現行基準基礎立上り300mmを補強させると不自然な納まりになりますが、この場合も本ルートで許容されますか。</p>	<p>既存の基礎の立ち上がりについて、国交告第566号第4に定められていないため不適合とはなりません。</p>
9	P.87 39行目 ～	<p>既存不適格木造建築物の耐震診断によって、Iw値が規定以下となっている場合、確認申請時にIw値を満足するような、改修計画を提出する必要があるか。</p>	<p>既存の耐震診断に関する記述から、ご質問の内容は木造の既存不適格建築物に増築する際に、既存遡及の緩和として耐震診断を行うルートを採用した場合を想定されていると思われます。この場合、貴見の通り改修計画により、Iw値が規定値を満足することを確認申請時にお示しいただくこととなります。</p>
10	P.104	<p>1.10 「駅舎等の鉄道施設の構造審査要領及び土木工作物の建築基準法上の取扱い」の中で、「本要領」とは、「駅舎等の鉄道審査要領」のことを指すという認識でよいか。また、「駅舎等の鉄道審査要領」とは、1.10.1、1.10.2及び 1.10.3のことという認識で良いか。</p>	<p>本要領とは「駅舎等の鉄道施設の構造審査要領」を指し、1.10.1、1.10.2及び1.10.3までの範囲を指します。</p>
11	P.120 20行目 ～	<p>1.10.3(9)土木工作物と建築物の合築についての構造審査 P.120の図1.10-11タイプC:土木工作物と建築物の合築 「鉄筋コンクリート造の場合には、主筋の定着・附着性能等は建築基準法関係規定に適合する計画とする必要があるため、ケミカルアンカー等のあと施工による定着は認められない」と記載されています。 既存の下部土木工作物に鉄筋コンクリート架構や鉄骨架構を上部に増築する場合、土木工作物と建築物の接合部分はケミカルアンカー等のあと施工アンカーになってしまいます。ほかに良い方法が見当たりませんがどの様にすればよろしいでしょうか。</p>	<p>あと施工アンカーに関する取り扱いについては、本書P461「(6)あと施工アンカー・炭素繊維、アラミド繊維の審査」の内容を参照してください。 なお、ご指摘の「既存の下部土木工作物に鉄筋コンクリート架構や鉄骨架構を上部に増築する場合」の対応ですが、既存の土木構造物の上部に建築物を増設する場合、土木躯体側にあらかじめ所定の定着長を確保した増設用の鉄筋を配筋しておく方法や、所定の定着長を確保するようコンクリートをはつり出し、鉄筋を配筋する方法等が考えられます。</p>

12 P130 18行目 ～	1.11(3)既存ぐいを用いた場合の当面の扱いにおける構造法令研究会編集「既存杭等再使用の設計マニュアル(案)2008年」の審査への採用についてP130-18行目「法令上の課題が解決されていない部分がある」、P130-21行目「確認審査で判断するには多くの課題がある」とあるが、ここでいう「課題」とは、P130-15行目「・・・に記載した課題の解決」の「課題」であり、P129-29行目「以下の課題がある」の「課題」と同じか。 同じならば、「課題」は(2)②アからウ)に記載されているものであるが、それぞれの対応策についてもあわせて記載されている。記載の内容を確認したうえで、(3)①又は②による判断や評価を受けることにより、「既存杭等再使用の設計マニュアル(案)2008年」を使用することが可能であると判断してよいか。	p129～p130に何か所か記載のある「課題」は全て(2)②ア～ウ)に記載されているもので同じです。「既存杭等再使用の設計マニュアル(案)2008年」を審査に用いるには上記「課題」の解決が必要ですが、(3)①の判断や②の技術評定を受けたうえであれば審査に用いることは可能です。
13 P.202 24行目 ～	木造の筋かいの幅高さ比として、「木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2017年版)」で、階高/幅は3.5以下を適用範囲としていると記載されていますが、この幅高さ比は、許容応力度設計を行うことを前提としている場合のものではないでしょうか？通常(構造計算を行っていない場合)は、階高/幅 = 3.0では？	令第46条の壁量計算においても、「木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2017年版)」における、階高/幅 = 3.5以下と同様に、長さ比例則(許容せん断耐力が耐力壁の長さに比例して大きくなること)が成立することを、前提としていることから、許容応力度計算を行う場合と同様に、令第46条や昭56建告第1100号の壁倍率をそのまま用いるための適用範囲として、階高/幅 = 3.5以下とすることが考えられます。
14 P316 図2.4-47	敷地の過半が特別警戒区域であるが、建築物の一部のみが特別警戒区域内にある場合の令第80条の3及び確認申請の要否についてご教示ください。	敷地の過半が特別警戒区域であれば確認申請が必要で、居室を有する建築物の一部が特別警戒区域内であれば、令第80条の3は適用されるので、図2.4-47左側の図と同様です。(令第80条の3 対象 確認申請 必要)
15 P338 図2.4-67c	目隠し工作物の高さの図で、建築物の隔離との記載がありますが、建築物との離隔距離の具体的な寸法は定められていますか。	工作物の高さの算定方法と同様に、取り扱いが異なるので、各特定行政庁にご確認ください。 なお、建築物との離隔距離を50cm程度(外壁と同一の仕様でない場合は10cm程度)以上かつ軸組構造は鉄骨造やRC造にするなど構造的、外観的に一体となっていないことにより、工作物として取扱うと公表している事例があります。
16 P349 図2.4-72	擁壁の高さは下部GLから上部GLまでの鉛直距離とされていますが、立ち上がりがある場合、上部GLより上の部分に盛土等されてH>2mとなってしまうことも想定されますが、問題ありませんか。	擁壁上端まで盛土する予定があり、擁壁前面の上端と下部GLまでの高さが2mを超える場合に、当該高さを申請高さとして、確認申請をすることが考えられます。
17 P.349 図2.4-72	Hは擁壁下部GLと上部GLの差とのことですが、擁壁の上部が土羽付きの時は高さの取り方に決まりはありますか。	擁壁の上部が土羽付きの時は、土羽の下端と下部GLとの垂直距離Hです。
18 P.369 6行目 ～	ドライエリアの擁壁や擁壁底部及び頂部を建物と連結している等、建物と一体となっていると判断される場合は、通常の場合工作物の擁壁とは扱わないとされていますが、ドライエリアの擁壁が建物と一体となっていると判断される場合の具体的な判断規準・参考資料等はありませんか？	具体的な判断基準はありませんが、事例として本文中に記載したものは、下図のとおり、建物の一部として構造耐力上主要な部分として考えることが妥当と考えられるドライエリアの擁壁等です。 

19	P.445 20行目 ～	3.2.5 60m以下の高層建築物の審査 「2007技術基準解説書の付録1-7を参照されたい」とありますが、同付録は2015技術基準解説書には掲載されていません。高さが45mを超え60m以下の建築物について、同付録を審査の参考資料としてよいのでしょうか。これに基づいて確認、適判で指摘することが可能なのでしょうか。	2007技術基準解説書の付録1-7及び「評定・評価を踏まえた高層建築物の構造設計実務」は、審査にあたって参考にできる資料として挙げています。確認・構造適判の審査において、これらの資料に準拠しないことを理由として不適合とすることはありませんが、高層建築物には特有の架構の性状等があることから、設計者の考え方について質疑するケースが考えられます。
20	P.449	斜面地建築物の審査で、(6)にて円弧すべりの検討が行われているかを審査する事が書かれていますが、技術基準解説書ではここまで要求されていなかったと思います。東京都の建築構造設計指針2010が発刊された際、技術基準解説書で要求している事を超える審査は行わないとなったと記憶しますが、今回なぜここまで審査する事になったのでしょうか。	斜面地建築物及び敷地については、法第19条、第20条等により安全性の審査を行う必要があります。法第19条に関しては、2015技術基準解説書（P.47 10行目～）に、斜面の崩壊の影響を受けないための措置を講ずることの必要性が解説されています。本項は、公開されている行政庁の技術指針類から、検討の事例など審査の参考となる基本的な事項を抜粋して解説しているものです。
21	P.466 22行目	3.4.3 積雪荷重に関する審査(P466)22行目(屋根版がRC造又はSRC造でないもの)について、合成スラブはRC造又はSRC造と見なくても良いですか。	屋根重量が軽く積雪荷重の変動の影響の大きい屋根構造を割り増しの対象とする本規定の趣旨を踏まえ、在来のRC造屋根版と比較して、相対的に重量が軽いか重いかを、状況に応じて個別に判断してください。